

(質問第八十一号) 昭和二十二年十月三日配付

利根川並に渡良瀬川河畔内農地埋立工事打切等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十月一日

小川友三

参議院議長 松平恒雄 殿

利根川並に渡良瀬川河畔内農地埋立工事打切等に關する質問主意書

一、今回の関東大水害の一原因が群馬縣、栃木縣側に屬する利根川内川畔に數十町歩の農地を政府が埋立てるため水流の激化と増水の主因となり反対側埼玉縣北埼玉郡及び群馬縣邑樂郡の堤防の決壊の主因となつたのである。かくの如く数十町の農地を求めんとして、数十万町歩の美田を失うの愚策の放棄を要求するが、政府の対策を問う。

二、水害等災害続々併行し犯罪は増加してゐる。更に之れ等災害者に対する救済方針が貧弱である。國民の道義は底下し犯罪により良民は苦惱を増大してゐるが、政府は極めて積極的に災害の防止の實行と、之に原因する犯罪の防止に努力すべきであるが具體的之が政策を問う。

右質問に対し速かに答弁を要求する。